

## 問題視されているルクセンブルクの租税優遇措置

### 1 誰が、いつ問題視しているのか

右ページの年表は、この問題の経過を時系列で並べたものである。

この問題が取り上げられた発端は、2014年11月のICIJによる報道である。この報道内容に注目して問題として取り上げたのは、EUの執行機関である欧州委員会である。さらに、この動向が注目されたのは、次の2点である。

- ① ルクセンブルクが世界的大企業に租税上の優遇措置を与えた期間の同国首相であったユンケル氏が同時期にこの問題解明に当たる欧州委員長に就任したことである。要するに、同氏は、この問題に関してある種の利害関係者といえるのである。
- ② この資料の出所が、大手会計事務所であるという点である。この租税優遇措置に関して、同事務所が関与していたということである。

### 2 ルクセンブルクの思惑と優遇措置の概要

ルクセンブルクは、人口56万人（2015年）の国で、日本とも租税条約を締結しているが、スイス、オランダ等と並んで、欧州では多くの企業が持株会社等を設置しているので有名である。ルクセンブルクにおける通常の法人課税は、法人税（21%）+失業基金付加税（法人税率の4%で課税所得の0.88%）+ルクセンブルク市の地方事業税6.75%であり、税負担の点では、軽課税国とはいえないのである。また、源泉徴収では、居住者或いは非居住者に対する配当所得に対しては15%、利子所得及び使用料所得に対する源泉徴収課税はない。そして、2006年7月19

日付けで、欧州委員会は、法人所得税を免税する一方、持株会社の資本金等に0.2%を課税するという、いわゆる「1929年持株会社の税制」が、EU法に違反する国家補助に当たるという決定を下している。これは、OECDを中心とした有害な税競争廃止の影響によるものであり、各国が、租税優遇措置を講じて投資を促すインセンティブを与えることを規制した結果、1929年持株会社税制がその対象となったものである。

このように、同国は、税制等の優遇措置を外国企業に与えることで企業を誘致してきたのである。例えば、2006年にミッタル・スチールにより買収された製鉄会社のアルセロール社の本社はルクセンブルクであった。このように、人口56万人の国に、世界有数の製鉄会社の本社があったということは、持株会社の税制が大きく影響しているのである。

今回問題視されたルクセンブルクの優遇措置の概要は、ネット情報を総合すると、ルクセンブルクに法人（以下「第1法人」という。）を設立し、多くの国外所得を同社に集めるのが第1段階である。すでに述べたように、ルクセンブルクは、軽課税国ではないことから、このままであれば、同国法人に集中した所得はそのまま約28%の法人課税が生じることになる。そこで、もう1つ別に設立したルクセンブルク法人（以下「第2法人」という。）に対して使用料等を損金とする処理をする。結果、第1法人は、所得がほとんどなく課税とならず、使用料を受け取る第2法人に対して、何らかの優遇措置でこの受取使用料等の課税を免除するのであれば、同国で課税を免れることになる。

# Topics of International Taxation

## 3 これまでの経緯

2002年 ～ 2010年	世界の有力企業340社（ペプシ、IKEA、FedEx、アマゾン等）に対してルクセンブルクが低い税制を設けて自国の税収を増やしたと問題視されている時期。
2014年 10月	欧州委員会は、米アマゾンがルクセンブルク税制を利用した件について本格的な調査に踏み切った。同様の調査は既に、アップルやスターバックス等へも拡大した。
2014年 11月	欧州委員長に就任したユンケル氏が20年近く首相を務めたルクセンブルクが外国企業の租税回避を支援していることを示す大量の秘密文書が暴露された。
2014年 11月	国際調査報道記者連合（ICIJ）は11月5日に約340社の多国籍企業が、ルクセンブルクから内密で法人税率の優遇措置を受けていたことを報道した。この資料は大手会計事務所から流出したもので、文書は2万8000頁あった。
2015年 1月	EUの執行機関である欧州委員会は1月16日公表の文書で、米アマゾン社に対してルクセンブルクが適用した租税優遇措置は国の補助金に該当し、合法性に疑問があるとの判断を示した。
2015年 1月	欧州委員会は、ルクセンブルクと伊フィアット社、アイルランド政府とアップル、オランダ政府とスターバックスによる取り決めにも調査を進めている。
2015年 3月	OECD及びG20は、ある国が特定の企業に租税上の優遇措置を与えた場合、その国の親会社等の所在地国にもその内容を通知することの検討を開始した。

2015年 3月	欧州委員会は租税回避対策として税制透明化法案を提示した。
2015年 6月	ロンドンを拠点とする大手ファンドが英国のEU離脱のリスクを回避するために英国外へ移転を検討中。移転先の候補としてルクセンブルクが挙げられている。

## 4 問題点

OECDによる国際的租税回避対策であるBEPSが進行中であることと関連して、今回のルクセンブルクの租税優遇措置は時代が少し古いということになるが、このようなある種利己的ともいえる税制が行われていたという事実に関して、今後も各国の情報の共有化を進める必要があるだろう。

また、このルクセンブルクの租税優遇措置問題が生じていた時期の2014年10月に、世界的に租税負担の軽いことで有名であったスイスの持株会社の税制優遇措置について、EUから制裁措置をちらつかされたスイスは、EUと廃止の合意をしている。

このように、BEPS等の影響もあって、租税優遇措置の整理が進んでいるのが現状である。

（参考資料）

<http://jp.reuters.com/article/2015/01/16/amazon-idJPKBNOKPONT20150116>（アクセス：2015年8月16日）

<http://jp.reuters.com/article/2014/11/07/luxembourg-idJPKBN0IROAN20141107>（アクセス：2015年8月16日）

<http://www.swissinfo.ch/jpn/>（アクセス：2015年8月16日）

中央大学商学部教授

矢内 一好